

第27回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成29年9月12日（火）

午前10時

場所 第2委員会室

調査事項

1 最終報告について

2 その他

議会のあり方調査特別委員会

最終報告書（案）

平成29年9月

1 委員会の概要

(1) 名 称 議会のあり方調査特別委員会

(2) 委員定数 6人

(3) 委 員

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	河野朋子
委員	下瀬俊夫	委員	松尾数則

(4) 目 的

本委員会は、二元代表制の一翼として、議会が有する監視機能及び政策立案機能を最大限に発揮するために議会がどうあるべきかを調査するため、平成26年3月に設置された。

(5) 検討経過

平成25年9月議会における議会機能向上特別委員会の最終報告の中で、議会機能向上のため、今後更に検討する必要があるとされた項目を中心に27回の議論を重ねてきた。その結果、これまで4回の中間報告を行い、このたび最終報告を行うものである。

2 第4回中間報告後の検討結果について

(1) 議員報酬・政務活動費について

ア 検討に至った経緯

議会機能向上特別委員会の最終報告において、次のとおり報告された。これに伴い、更なる検討を行った。

○ 議員報酬について

本市議会の議員報酬は、一般議員で月額37万円であるが、現在約24.812%カットされている（平成26年4月から10%カット）。議会機能を向上させるためには各世代から議員が選出されることが望ましいが、若い世代が議員を志さない大きな理由のひとつに報酬の削減があると考えられる。

○ 政務活動費について

本市議会の政務活動費は、議員一人当たり月額6千円、年額7万2千円であるが、十分な議員活動を行うには足りていないとはいえない。議会機能の向上のためには、各議員の活動が十分行えることが必要であるので、政務活動費について増額すべきである。

イ 委員会での主な意見

- 幅広い世代から議員が出ている議会は、様々な視点から議論ができる。しかし、本市議会には若い議員がいないため、幅広い世代での構成になっていない。その理由は現在の議員報酬が低すぎるためであり、速やかに改善すべきだ。
- 議員報酬を検討する機関として、市長の諮問機関である報酬審議会があるので、議員報酬の検討はそこに委ねるべきだ。
- 議員報酬や政務活動費を議員だけで検討し、結果を出すとお手盛りで決定したという印象を市民に与える。
- 学識経験者などの専門的な知見や一般市民の公募も含めて、議会独自の第三者機関（附属機関）を立ち上げ、議会の立場で報酬や政務活動費がどうあるべきかという方向付けをしながら検討すべきだ。
- 附属機関を設置するとした場合、委員の構成をどうするか、諮問内容をどうするか、附属機関からの答申を受けた後、議会がどう対応するのか、報酬審議会との関係はどうなるのかなど、附属機関の在り方について不明確な部分がある。

ウ 検討結果

金額だけではなくて、議員報酬、政務活動費そのものについて、どうあるべきかというところからの検討が必要である。また、その検討に当たっては、議員のみの検討ではなく、学識経験者や市民などの意見も聞く必要があり、そのための議会独自の附属機関を設置すべきである。

しかしながら、現状においては、附属機関の委員構成、諮問内容、答申後の対応、報酬審議会との関係など、附属機関の在り方について不明確な部分があるため、附属機関の設置に当たって、今後、先進地の視察

も含め、更に検討が必要である。

(参考意見) 議員研修会での江藤教授(議会アドバイザー)の意見

議会が附属機関を設置し、検討することは可能だが、現在の議員報酬決定のルールとして、特別職報酬等審議会の答申を得て決定ということがある中で、議会の附属機関だけで決めるということは今の段階では若干ルールから逸脱する。したがって、議会側から首長に提案し、それも含めて特別職報酬等審議会で議論してもらうほうが良い。

(2) 一般会計予算決算常任委員会について

ア 検討に至った経緯

議会機能向上特別委員会の検討の結果、議案一体の原則、予算不可分の原則から、一般会計の予算及び決算について、予算決算常任委員会を設置し、審査しているが、これまでの4年間の実践を踏まえた検証を行った。

イ 委員会での主な意見

- 一般会計予算決算常任委員会の役割と他の常任委員会の役割にかなり偏りが出た。一つ例として、給食センターの問題について所管の総務委員会で審査したが、議決は予算委員会だったので矛盾を感じた。この状況は好ましくないので、所管の委員会で予算も審査できる形に戻すべきだ。
- 設置当初、予算を持たない常任委員会は、所管事務調査を中心に政策形成の論議を深めるとしたが、うまくいっていない。一般会計の予算を持つ常任委員会だけが突出し、他の常任委員会の活動が活発でなくなったという意見もある。これをどのように修正するか検討したら良い。
- 現在の一般会計予算決算常任委員会は、予算全体を一つの委員会で通して見ることができ、決算が次年度の予算にどのように反映されて

いるか、そういうつながりをトータルで見られることや全体を見渡しての附帯決議がまとめられたことがメリットだ。ただ、それを超えるデメリットとして、その委員会以外の議員はそういった実感を持たず、委員会の役割が偏ってしまった。議会全体からすると偏りがあってはならないので、所管の委員会が予算も扱う方法のほうが良い。

- 分科会で審査したほうが審査は深まる。ただ、所管の委員会の部分しか予算が審査できないということがあるので、全体会議をどうするか工夫がいる。
- 分科会方式にして、継続して審査・調査を行うことによって、事業評価や提案につながっていく。

(分科会方式に関する意見)

- 付託される委員会に全員が参加するので、本会議で発言できないため、本会議が形骸化する。
- 機能向上特別委員会で議論したときには、委員会のインターネット中継をしておらず、また、本会議での質疑もないため、市民には委員会審査の内容がほとんど分からないということもあり、分科会方式は採用されなかった。しかし、現在は、委員会中継がされ、全体を通して市民に見てもらえる環境が整備されたので、前回の議論の問題点はクリアできる。
- 委員長が委員会（全体会）で予算全体を見渡せるような審査が行える委員会運営ができるかが肝になる。委員会（全体会）で時間を取るところに重きを置く必要がある。
- 他の分科会の議員も審議に参加できる仕組みとして、各分科会の議論の中に委員外議員として他の分科会の委員が出席し、意見が言える場が必要だ。

ウ 検討結果

一般会計の予算・決算の審査について、議長を除く全議員による常任委員会を設置する。また、総務、民福、産建の常任委員会ごとの分科会を設置し、分担して審査を行う。

分科会方式とする主な理由は、次のとおりである。

- 全議員が一般会計の予算・決算の審査に関わることができる。
- 予算・決算の審査と所管事務調査を連動して行うことで、深い議論が可能となり、政策立案・提言につなげることができる。

(3) 議長の任期中の再選出について

ア 検討に至った経緯

申合せにより議長の任期を2年としていたが、議会機能向上のためには議長のリーダーシップの発揮が必要であり、また、議会と市長の2元代表制の中で市長任期が4年であることから、申合せを廃止し、任期途中の再選出を行わないこととしたが、これについて検証した。

イ 委員会での主な意見

- 地方自治法では、「議長の任期は議員の任期による」と規定されているので、変更する必要はない。
- 議長に議会改革で全国の先進になっていくという思いがあったから、議会改革が進んだ。

ウ 検討結果

申合せによる任期途中の議長の再選出は行わず、地方自治法どおり議長の任期は議員の任期（4年）とする。

一般会計予算決算常任委員会概要

1 委員数 21人（議長を除く全議員）

2 分科会数 3

名称	人数	分科員構成	分担事項
総務文教分科会	7人	総務文教常任委員	歳入、地方債 歳出等：総務文教常任委員会所管部分
民生福祉分科会	7人	民生福祉常任委員	歳出等：民生福祉常任委員会所管部分
産業建設分科会	7人	産業建設常任委員	歳出等：産業建設常任委員会所管部分

※ 歳出等・・・歳出、債務負担行為

3 一般会計予算・決算審査フロー

会議名	場所	内容
本会議	本会議場	<ul style="list-style-type: none"> 提案理由の説明 質疑（属する分科会以外の部分） 委員会付託
委員会 (全体会)	本会議場	<ul style="list-style-type: none"> 分科会設置 ※ 質疑なし
分科会	委員会室	<ul style="list-style-type: none"> 分担事項の詳細な審査（質疑・自由討議） ※ 分科会員以外の委員の発言・・・委員外議員の発言制度の準用 ※ 討論及び採決なし
委員会 (全体会)	本会議場	<ul style="list-style-type: none"> 分科会長報告、質疑 自由討議 討論及び採決
本会議	本会議場	<ul style="list-style-type: none"> 委員長報告、質疑（実質的になし） 討論及び採決

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

提出者 議会のあり方特別委員長 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「9人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月10日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>21人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>9人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p>